

(スプリンクラー設備に関する基準)

第34条の7 次の各号に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分（これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。以下「スタジオ部分」という。）の床面積の合計が、地階、無窓階又は4階以上の階にあっては300平方メートル以上、その他の階にあっては500平方メートル以上のもの
 - (2) 令別表第1(2)項及び(3)項口に掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあっては1,000平方メートル以上、同表(3)項口に掲げるものにあっては1,500平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、その床面積が2,000平方メートル以上のもの
 - (4) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表(5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
 - (5) 令別表第1各項に掲げる建築物の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの
 - (6) 令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げるもの
- 2 前項第1号及び第4号（スタジオ部分に限る。）の規定により設けるスプリンクラーヘッドは、取付け面の高さが8メートル以上である部分に設けるものにあっては、開放型とし、かつ、スタジオ部分の天井又は小屋裏に、その各部分のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が1.7メートル以下となるよう設けること。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 4 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備に附置する非常電源は、前条第3項の規定の例により設けること。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、令第12条に定める防火対象物以外の防火対象物に対して技術上の基準を規定したものである。
- 2 第1項第1号の規定は、令別表第1(12)項口の防火対象物で映画又はテレ

ビの撮影の用に供する部分の床面積の合計が地階、無窓階又は4階以上の階にあっては300m²以上、その他の階にあっては500m²以上を有する階全体にスプリンクラー設備の設置を義務付けたものである。

また、「映画又はテレビの撮影の用に供する部分の床面積の合計」とは、当該用途に供される部分のほか、これに接続して設けられる大道具室又は小道具室を含めた床面積の合計をいうものであり、この床面積が規定する面積以上となった場合には事務所等の他の用途部分を含めて当該階全体にスプリンクラー設備を設置しなければならないものである。

3 第1項第2号の規定は、令別表第1(2)項、(3)項に掲げる防火対象物のうち、吹抜け部分を共有する2以上の階のうち、いずれかの階が地階、無窓階又は4階以上の階にある場合であって、かつ、それらの各階の主たる用途の床面積の合計が(2)項にあっては1,000m²以上、(3)項にあっては1,500m²以上のものに設置を義務付けたものである。

ただし、建築基準法施行令第112条に基づく防火区画により、各階において吹き抜け部分を区画すれば吹き抜けを共有するものとはならない。

4 第1項第3号の規定は、令別表第1(5)項、(7)項、(8)項及び12項(イ)に掲げる防火対象物の地階又は無窓階でその床面積が2,000m²以上のものにスプリンクラー設備の設置を義務付けたものである。

5 第1項第4号の規定は、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表(5)項、(7)項、(8)項及び(12)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²以上のものにスプリンクラー設備の設置を義務付けたものである。

6 第1項第5号の規定は、令別表第1各項に掲げる建築物のうち、その階が地盤面から31mを超えるものにスプリンクラー設備の設置を義務付けたものである。ただし、塔屋部分のみが、地盤面から31mを超える階に該当する場合は、原則として除外するものである。

なお、31mを超える階とは、地盤面から測った31mのラインより上に、当該階の床面がある階をいうものである。

7 第2項、第3項は、令第12条第2項及び第3項の準用規定であるが、映画又はテレビの撮影の用に供する部分の天井面が高く、8m以上の部分にあっては、早期により確実な消火効果を得る必要があることから開放型スプリンクラーヘッドを設け、かつ、当該ヘッドは、各部分から1.7m以下となるよう設置し、他の用途の部分とは設置密度に差異を持たせたものである。

したがって、映画又はテレビの撮影の用に供する部分でスプリンクラーヘッドの取付け面の高さが8m以上の部分は開放型スプリンクラーヘッドによ

り警戒しなければならない。

- 8 第4項は、スプリンクラー設備の非常電源について規定したもので、前条第3項の屋内消火栓設備の例により設けることとされている。
- 9 本市におけるスプリンクラー設備の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、「消防用設備等 事務処理基準・設置審査基準」のスプリンクラー設備の頁を参照すること。（千葉市消防局公式ホームページに掲載）